

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

（12）スポーツ・インテグリティの確保

【政策目標】

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組を進める。

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

[現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJSCが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。

[具体的施策]

ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。

イ 国は、一般スポーツ団体⁷⁵に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポ

⁷⁵ NFに該当しないスポーツ団体。

ーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。

ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

※本項にも位置付けられる既出施策：(11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」ア(P.67)

【再掲部分引用】：：

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[具体的施策]

ア 国及びJSPOは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

：：

② 紛争解決制度の整備

[現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項⁷⁶の採択について、JPSSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因として考えられる。
- ・ スポーツ仲裁・調停制度に関するスポーツ団体やアスリート等の理解が進んでおらず、十分な制度の活用がなされていない。

[今後の施策目標]

✓ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

⁷⁶ スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財)日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

イ JSAAは、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決促進のため、国の支援も受けて、スポーツ仲裁・調停制度の見直し等を行い、財務基盤や人的資源を含めた体制の整備を図る。

③ドーピング防止活動の推進

a. 検査体制等の整備

[現状]

- ・ 国際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップ 2019 や東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その一環として（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。
- ・ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）の成立（平成 30 年 10 月）を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピング防止規則違反を特定するためのドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していくことが必要である。
- ・ 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保していくことが必要である。
- ・ 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング⁷⁷等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。

[具体的施策]

ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関（ITA）が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。

イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化

⁷⁷ 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。

ウ 国は、JSC、JADA等と連携し、2021年に発効した「結果管理に関する国際基準⁷⁸」を遵守した結果管理体制の構築を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.65)

【再掲部分引用】：：

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[具体的施策]

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

：：

b. 国際的なドーピング防止活動

[現状]

- ・ 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。WADAの規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。
- ・ 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・ WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要である。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ✓ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会(2022年中国)、世界水泳選手権(2023年日本)、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネット

⁷⁸ WADAが令和3年1月に発効した、ドーピング防止規則違反の事案が発生した際の対処手続き等に関する国際基準。

ワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

[具体的施策]

ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加する。

イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.65)

【再掲部分引用】：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[具体的施策]

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

c. 教育研修活動

[現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator⁷⁹による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

⁷⁹ WADAが示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者であるJADAにより認定された者をいう。

[具体的施策]

- ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。
- イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより、治療使用特例（TUE）不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。
- ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

d. 研究活動

[現状]

- ・ ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。